

## 西東京市多文化共生推進指針策定検討委員会設置要綱

## 第1 設置

西東京市における地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る施策をより計画的・総合的に実施するために策定する西東京市多文化共生推進指針（以下「推進指針」という。）について協議及び検討をするため、西東京市多文化共生推進指針策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事項

委員会は、西東京市長（以下「市長」という。）の依頼を受けて、推進指針の策定に関することについて協議及び検討をし、その結果を市長に提言する。

## 第3 組織

委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 多文化共生関係団体の構成員 1人
- (3) 外国籍市民 1人
- (4) 公募による市民 2人
- (5) 企画部企画政策課長
- (6) 生活文化スポーツ部文化振興課長
- (7) 教育部教育指導課長

## 第4 任期

委員の任期は令和6年6月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

## 第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 第8 公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

## 第9 謝金

市長は、第3第1号から第4号までに規定する委員が委員会の会議に出席した

ときは、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、委員が謝金を辞退した場合は、この限りでない。

#### 第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。